

公募型プロポーザル公告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

1. 趣旨

本業務は、本町のふるさと納税に係る寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理・新規開拓、寄附金受領証明書等の発送及びワンストップ特例申請処理業務等の一連業務について、そのノウハウを有する事業者に包括的に委託することで寄附金の増加及び事務の効率化を図るとともに、ふるさと納税制度を通じた本町の魅力発信をはじめ地場産業の振興や観光推進等による地域活性化に寄与することを目的とする。

2. 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 委託業務名

糸田町ふるさと納税中間管理業務委託

(2) 仕様等

「糸田町ふるさと納税中間管理業務委託仕様書」のとおりに従う。

(3) 委託期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による契約とする。

(5) 提案上限金額

4,160,000 円（消費税抜）

※委託料は対象寄附金額に対する単価契約とし、見積上限額は、寄附想定額 52,000 千円に対する業務単価 8%（税別）を上限とする。

(6) 公告期間

令和 7 年 5 月 22 日（木）～令和 7 年 6 月 2 日（月）

3. 参加条件

参加者は、単独企業又は企業グループとし、以下に示す要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 糸田町の競争入札参加資格者名簿（役務）に登載されていること。
- (5) 契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) 糸田町暴力団排除条例第6条、糸田町暴力団等排除措置要綱第3条及び第5条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (8) 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。併せて、過去3年間に筑豊圏域において、仕様書中「5. 業務の内容」と類似の業務を年間通じて一括受託した実績を有していること。
- (9) 本町担当課および事業者に対し、必要に応じて直接訪問が可能であること。
- (10) 毎月の寄附実績や活動状況等を定量的にレポートにまとめ、報告可能であること。
- (11) 租税滞納のないこと。

4. 参加表明手続等の期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加意向のある事業者は、次の書類を各1部ずつ提出すること。

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
- ③直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- ④業務経歴書（任意様式）

※過去5年以内に実施した、国及び地方公共団体における同種・類似業務の実績について記載すること。

- ⑤役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）
- ⑥納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書）の写し（免税事業者等も要提出）

(2) 参加表明書等の交付場所

糸田町役場地域振興課及び糸田町公式ホームページ

(3) 参加表明書等の提出期限、提出方法及び提出先

- ア 提出期限 令和7年6月2日(月)午後5時まで(必着)
- イ 提出方法 糸田町役場地域振興課へ郵送(簡易書留)又は持参
直接持参する場合、開庁日の午前8時30分から午後5時まで
- ウ 提出先 〒822-1392
福岡県田川郡糸田町 1975-1
糸田町役場 地域振興課 企画係
TEL : 0947-26-4025
メール : chiiki@town.itoda.lg.jp

5. その他

詳細は「糸田町ふるさと納税中間管理業務委託プロポーザル実施要領」及び「糸田町ふるさと納税中間管理業務委託仕様書」による。

以上公告する。

令和7年5月22日

糸田町長 森下 博輝